

者保工均之代理佐菊浩方中に會員先んたの因
人は會員を拒絶したる評議會核中勝長原係
ひ工均之労働権争争中に會員を求めたるも多忙の
故を以て會員とすなり議決に要村を拒絶した
十三日夜評議會は市内官庁等に爭議裁判権
送合を責催、今此例は「十五日までに去職す
る可、去職の旨申出せし、若し去職せず申出なき
時は任意退職者と見做す」意味の通牒を本日附
を以て郵送した

遂に爭議團四三名(内男四名)解雇

但文脈

大正十四年六月一日夜地局に出爭議團は岡山労働
学校に岡山足袋の出た但文脈を但文脈した

大正 大正十四年五月五日大正十四年大正を市内上伊福

錦中にも賃金、規約審議、悪世撤去、請負制の撤
去、事務此移移を議し役員選挙を為した

爭議 大正十四年七月十日地局に出會員は足袋に解決し

右事項を否認し工均を解雇し六月十三日無期休業
を發表したるは職工側は之を不服とし遂に八月一日

細田兼實士に依頼して今此に村賃銀支拂及

解雇手続請求の訴訟を岡山地方裁判所に提起
し、本爭議は一先後を告げた

委員会 大正十四年八月五日夜岡山市に評議會新大

委員会を責催 各委員選挙、評議會創立大

會議出席議案を審議した